

令和7年5月29日
公益財団法人東京観光財団

令和7年度民間企業とのジョイントプロモーション事業に係る
第1回共同事業者選定実施要領

1 目的

東京都と公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、海外から東京を訪れる旅行者の更なる増加に向け、海外において都内民間事業者と連携した外国人旅行者誘致事業を展開している。

また東京都は、東京の魅力を効果的に海外に発信するためのアイコン及びキャッチフレーズ（以下「アイコン」という。）を活用した海外向けPRを実施している。

本事業は、海外において東京の魅力を効果的に発信すること及び東京の観光資源を訴求することで旅行地としての東京の認知度向上と訪都意欲を喚起し、外国人旅行者を増加させることを目的に、都内民間企業と連携して現地一般市民を対象とするプロモーションを展開するものである。

については、より効果的なプロモーションを実現できる共同事業者を選定するため、プロポーザル方式で共同事業者を募集し、各事業者の適格性等を審査する（以下「企画審査会」という。）。

2 内容

募集要項のとおりとする。

3 東京都及びTCVBの事業費負担上限額（消費税等諸税は負担対象としない）

1社あたり金10,000,000円

※総事業費は1社あたり10,000,000円以上

4 連携期間

令和7年7月25日（金）～令和8年3月31日（火）まで

5 選考について

選考については以下の手順及び日程で行う。

（1）質問の受付期間

令和7年5月29日（木）から6月12日（木）正午

「質問票」（様式1）に質問事項を記入し、TCVB担当者へ電子メールで送付すること。

※口頭や上記以外の方法による質問は一切受け付けない。

※別紙よくある質問集を確認すること。

(2) 質問への一斉回答

令和7年6月16日(月)までに、主な質問への回答について、財団ホームページのお知らせ欄(件名:「[令和7年度「民間企業とのジョイントプロモーション事業募集」のご案内\(第一回\)](#)」)に掲載する。

※応募者から質問票の提出がなかった場合、掲載は行わない。

(3) 応募受付期間

令和7年6月17日(火)～令和7年7月4日(金)正午

(4) 応募申請書(様式2)、企画提案書及び見積書の提出締切

令和7年7月4日(金)正午

TCVB 担当者へ電子メールで提出すること。

(5) 一次審査(形式要件審査)

令和7年7月7日(月)

(6) 一次審査(形式要件審査)結果通知

令和7年7月10日(木)までに、応募者全員に通知する。

審査で問題なかった応募者にはあわせて二次審査(企画審査会)の日時を通知する。

(7) 二次審査(企画審査会)の開催

令和7年7月16日(水)

※後述「7 企画審査会の実施場所及び実施時間等」をあわせて参照のこと。

(8) 審査結果の通知

令和7年7月24日(木)(予定)。

6 応募に必要な提出物と提出方法

(1) 提出書類

対象市場を明記し、以下の資料を作成すること。

ア 応募申請書(様式2)

イ 企画提案書

企画提案書の書式はA4版横とし、表紙含め25ページ以内とする。

企画提案書のタイトルは「令和7年度民間企業とのジョイントプロモーション事業」とすること。以下の項目に従い作成すること。

① 会社概要、組織・体制図/業務フロー(TCVBとの連携含む)

・業務遂行にあたる協力先も全て記載し、それらがグループ会社以外の場合は社名等も明記すること。

・一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運用するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証、または一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の認定するプライバシーマ

クと同程度の認証を取得している場合は、認証書類の写しを会社概要記載ページに必ず含めること。(協力先についても同様)

・上記認証を取得していない場合は、様式3「個人情報安全管理水準届出」を提出すること。

・企画提案書提出期限の段階で東京都競争入札参加有資格者で指名停止の措置等を受けている者を再委託先・協力先に含めないこと。

② 事業コンセプト、PR手法

(実施するプロモーションを箇条書きで記載すること。自社が保有する海外向け製品、サービス、人材等のリソースや、海外拠点及び設備等のインフラを活用した提案とすること。)

③ 提案市場における応募者の事業展開状況(例：対象市場参入年数、マーケットシェア、外形的な情報等)及び今後の展開予定

④ 実施計画、スケジュール

ウ 見積書(広告効果換算額及び総事業費見積り額)

① 広告効果換算額

事業の実施によって生まれる広告効果の換算額を内訳と共に示すこと。

② 総事業費見積り額

事業の実施に伴って発生する費用(人件費等の一般管理費、食費等事業実施に直接関係のない費用*及び消費税等諸税は東京都及びTCVBの負担対象から除く。)の見積額を内訳と共に示すこと。

なお、自社の保有する海外向け製品、サービス、人材等のリソースや、海外拠点及び設備等のインフラを活用した場合、それらの販売換算額を総事業費に換算してよい(例：自社媒体や店舗での広告掲出、運営する施設の場所提供等)。その際には、換算の根拠となる資料も合わせて提出すること。

*人件費について、一般管理費等ではない専門的な人件費(例：当該事業実施にあたり、外注しなければ賄えない専門的な人件費)であれば、補助対象とする。また、イベント等で提供する飲食費は必要不可欠と認められる場合のみ事業費に含めることが可能。

補助対象の範囲については、採択後、事前にTCVBと協議すること。

③ 海外調達等で非課税となる項目についてはこれを明記し、企画提案書の項目別の内訳(課税対象分、非課税対象分)及び見積総額を入れ込むこと。

※見積書に記載の総額は、消費税等諸税を含んだ金額とすること。

(2) 提出方法等

ア 提出方法

TCVB担当者へ電子メール(PDF)で提出すること。

イ 提出物の宛先

宛先は「公益財団法人東京観光財団理事長宛」とすること。

- (3) 注意事項
提出期限までに全ての提出物が届かない場合は、企画提案を辞退したものとみなす。
(その場合においても、追って辞退届(様式4)の提出を行うこと。)

7 企画審査会の実施場所及び実施時間等

- (1) 実施日
令和7年7月16日(水) 予定 (時刻については別に定める)
- (2) 実施場所
オンライン会議(ZOOM等)(予定)
使用するオンライン会議システムについては別途通知する。
- (3) 実施方法
応募者によるプレゼンテーションとする。
実施日時の詳細については、一次審査(形式要件審査)通過者に個別に連絡する。
- (4) 参加可能人数
各社3名以内とする。

8 選考方法

TCVBが別途定める「令和7年度民間企業とのジョイントプロモーション事業に係る共同事業者選定企画審査会実施要領」に基づき選考を執り行う。評価基準については、以下のとおりとする。

- (1) 一次審査(形式要件審査)
- 以下すべての項目を満たす提案を審査通過とし、二次審査参加可能とする。
- ① 応募者について
- ・東京都及びTCVBと連携して事業を展開することが可能な、都内に事業所を持つ企業、団体、その他法人等か。
- ② 提案内容について
- ・自社が保有する海外向け製品、サービス、人材等のリソースや、海外拠点及び設備等のインフラを活用する提案となっているか。
 - ・海外対象地域における現地一般市民に対する事業提案となっているか。
 - ・令和8年3月上旬までに事業が完了するスケジュールとなっているか。
 - ・総事業費は10,000,000円以上となっているか。
 - ・過去複数年連続で本事業に採択されている場合は、今回の企画提案内容が過去の実施内容と大きく異なる内容であるか。
- ③ その他
- ・事業の実施にあたって、国・都・その他行政による補助金・支援金等及び民間事業者による協賛金等が支給されていないか。

- ・事業の実施にあたり、応募事業者が主体的に本事業に取り組む提案となっているか。
- ・共同事業者選定実施要領6（1）の提出書類・記載事項に不足がないか。

（2）二次審査（企画審査会）

以下の項目について、企画審査会において審査を行う。

① 提案内容

- ・事業趣旨を十分に理解した提案となっているか。
- ・対象市場における事業実績が十分あり、また現地で必要なリソースやインフラ、ネットワークを有する等、実現性が高い内容となっているか。
- ・提案内容の独自性、話題性があり、東京都単独実施の場合と比べてより多様な媒体等で広範に東京の観光情報を発信し、多くの一般市民の訪都意欲を喚起する内容となっているか。
- ・プロモーションの効果は十分に期待できるものか。

② 価格の妥当性

- ・プロモーションの内容に対し、広告効果換算額が妥当であるか。
- ・総事業費が妥当であるか。

③ 実施体制、実施スケジュール

- ・事業全体の運営・管理体制は適正かつ効果的に履行できる体制になっているか。
- ・事業全てが計画的且つ迅速に進められるスケジュールとなっているか。
- ・対象市場における類似活動実績があるか。

9 選考結果の通知について

全ての応募者に対し、選考結果を電子メール（「選考結果について」文書を添付）にて通知する。

なお、審査内容に関わる質問については一切受け付けない。

10 選定された企画提案者の責務

選定された企画提案者は、別途 TCVB と協定を締結するものとする。

11 その他

- （1） 企画提案応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- （2） 応募書類等に関しては一切返却しない。
- （3） 採択された企画提案書を基に、TCVB と共同事業者との協議の上、事業内容を決定する。本業務の目的達成に資するものと TCVB が認めた企画提案内容について、上限額の範囲内において共同事業者と協議の上、事業内容の一部変更を行うことができるものとする。

1 2 本件の問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 観光事業部

(担当：許 (キョ) hsu@tcvb.or.jp、外山 y.toyama@tcvb.or.jp)

〒163-0915 東京都新宿区西新宿 2-3-1 新宿モノリス 15 階

電話：03-5579-2683

以上